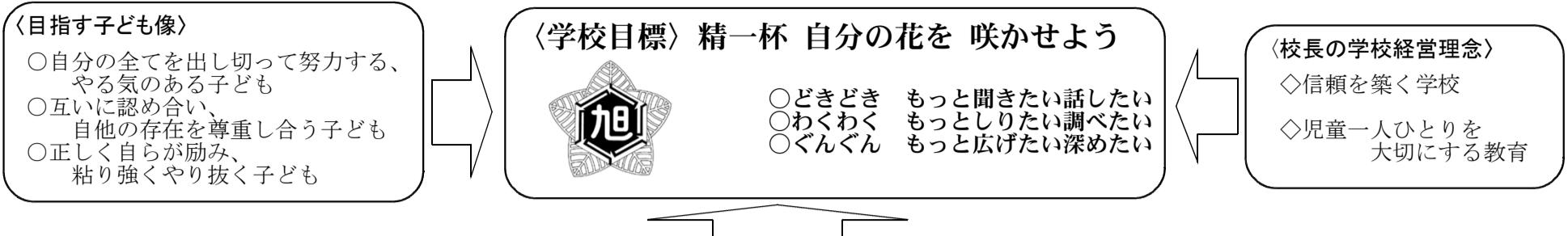
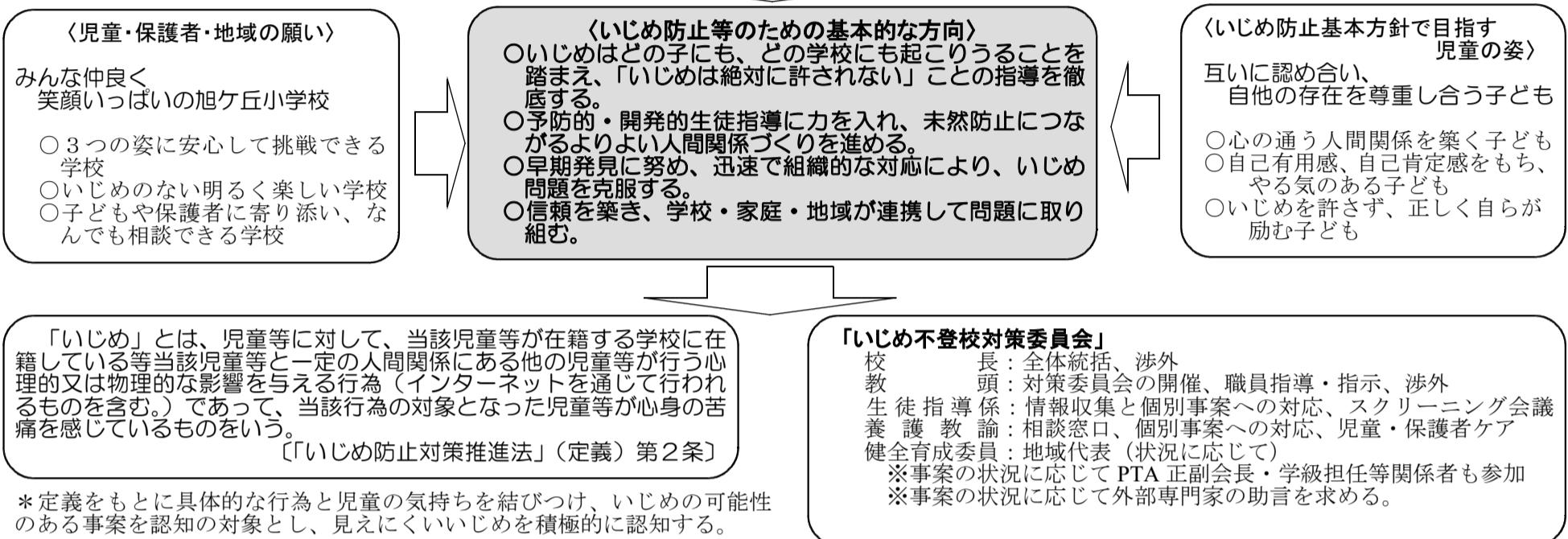


須坂市立旭ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針



学校目標実現のために
学校の全教育活動を通じ、児童一人ひとりを大切にし、「互いの存在を尊重し合う学校づくり・いじめのない学校づくり」を推進する。



「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
〔「いじめ防止対策推進法」（定義）第2条〕

* 定義をもとに具体的な行為と児童の気持ちを結びつけ、いじめの可能性のある事案を認知の対象とし、見えにくいいじめを積極的に認知する。

（いじめ不登校対策委員会）

校長：全体統括、涉外
教頭：対策委員会の開催、職員指導・指示、涉外
生徒指導係：情報収集と個別事案への対応、スクリーニング会議
養護教諭：相談窓口、個別事案への対応、児童・保護者ケア
健全育成委員：地域代表（状況に応じて）
※事案の状況に応じてPTA正副会長・学級担任等関係者も参加
※事案の状況に応じて外部専門家の助言を求める。

（未然防止の取組）

- 自己指導能力を高め、いじめの起こりにくい学校文化を築く。
 - ・「いじめは絶対に許されない」を徹底し、命の尊さを理解させる。
 - ・自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
 - ・児童が自他を理解し、相手との望ましい関係を自らつくる力を育成する。
 - ・規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。
- （1）いじめの起きにくい学校、学級づくり
 - ①日々の授業の充実
 - ・規律ある学習環境づくり
 - ・「ききあう・かんがえあう・たたえあう」授業
 - ②児童が主体的に取り組む活動の場の設定
 - ・児童会活動、委員会活動の充実
 - ・児童が進める「仲良し班活動」「児童会祭り」
 - ③体験活動の充実
 - ・姉妹学級交流、七夕、学校探検、花壇づくり
 - ・地域ふれあい教室、すこやかさんとの交流等
 - ④職員の研修
 - ・人権教育研修（人権感覚の見直し）
 - ・児童理解研修、学級経営研修、いじめ防止研修
- （2）「いじめは絶対に許されない」という学校文化の周知
 - ・人権学習月間（6月・11月）
 - ・基本方針の発信、全校集会・校長講話
- （3）児童のいじめ防止のための主体的活動の活用
 - ・児童会スローガンに基づく諸活動、委員会活動
 - ・「児童会祭り」「あいさつの門」「児童集会」「おもいやりの木」

（早期発見の取組）

- 保護者と連携して児童を見守り、ささいな変化や兆候を見逃さない。
 - ・児童・保護者との信頼関係を築く。
 - ・見えにくいいじめを積極的に認知する。
 - ・児童自ら相談する大切さに気づけるようにする。
 - ・定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談、校内外の相談窓口の周知等の充実を図り相談しやすい環境づくりを行う。
- （1）日常活動を通した早期発見
 - 日常の観察
 - ・授業での児童同士のかかわり
 - ・朝の会、帰りの会の反省
 - ・遊びやグループ活動での様子
 - ・日記や連絡帳を通して児童・保護者との対話
 - ・休み時間や給食時、昼休み等、共に過ごす時間の確保と観察や対話
 - ・子ども達の訴えを丁寧に聴く
 - ・児童個々との対話
 - ・保健室、相談室での児童の様子
- （2）相談体制の充実
 - 児童・保護者が安心して相談できる体制作り
 - ・相談窓口周知（養護教諭、SC）
 - ・学級担任、養護教諭、SC、支援員、教頭、校長等複数の相談体制づくり
 - ・外部相談機関の周知
- （3）アンケートやチェックリストの活用
 - ・QUアンケート、いじめ調査の活用（個別相談・個別指導と学級指導）
 - ・無記名アンケート、チェックリストの活用

（いじめが起きた時の対応）

- 教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応を進める。
 - ・「いじめ対応マニュアル」に従い、児童への指導・支援や保護者との連携のあり方について全職員が共通理解を図る。
 - ・保護者の理解と協力を得る関係づくりに努める。
 - ・事案によっては、心理や福祉の専門家の助言を得たり、警察・児童相談所等と連携して対応する。
- （1）組織的な対応（いじめ防止対策委員会の開会）
 - ・見通しをもった指導の手順の明確化
 - ・指導方針・具体的対応内容・役割分担
 - ・事実確認と保護者との連携のポイント
- （2）いじめられた児童・保護者への支援
 - ・必ず守り通す学校姿勢を示す
 - ・児童に寄り添い支える体制づくりと心のケア
- （3）いじめた児童への指導と保護者への助言
 - ・事実の確認と気持ちの聞き取り
 - ・責任を自覚させる指導（「いじめの非に気づかせ」「内省させ」「学校生活に適応させる」）
- （4）いじめが起きた集団への指導
 - ・「いじめは絶対に許されない」ことを再認識し自分の問題として考え合う場を設定
 - ・「いじめを二度と生まないクラブづくり」への決意を共有
- （5）教育委員会への報告と保護者との連携
 - ・教育委員会への迅速な報告と支援の要請
 - ・保護者への迅速な連絡と情報共有を基盤とした信頼関係を築く
- （6）ネット上のいじめへの対応
 - ・情報モラル教育の充実と保護者への指導

（家庭・地域・関係機関との連携）

- 信頼関係を基盤に、家庭・地域と連携して様々な取組を工夫する。
 - （1）保護者の役割
 - ・子どもが悩みを相談できる関係づくり
 - ・子どもの変化に気づく
 - ・基本的な生活習慣、規範意識、思いやりの心や正義感を醸成する。
 - ・学校の教育方針の理解と対話を大切にする。
 - （2）地域における取組との連携
 - ・PTA活動、地区懇談会、地域人材、公民館活動、健全育成事業等の活用
 - （3）関係機関との連携
 - ・教育委員会・警察・児童相談所・地方法務局等との連携

（旭ヶ丘小学校いじめ防止等の年間指導計画概要）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
（未然防止）																						
○学級づくり	←	互いに認め合い、自他の存在を尊重し合う集団づくり									→	○学級経営研修										
○学級開き	○学級経営研修	○人権学習月間	○音楽学習発表会（旭小マチ）	○性教育	○6年生を送る会	○JRC登録式	○音楽学習発表会（旭小マチ）	○性教育	○6年生を送る会	○音楽学習発表会（旭小マチ）	○性教育											
日常の授業	←	規律ある学習環境づくりと、「考え方、伝え合い、学び合う」授業づくり									→	○人権学習月間										
○道德・人権教育・行事等	←	自己肯定感をもち、心の通う人間関係を築く子ども・いじめを許さず正しく自らが励む子どもの育成									→	○人権学習月間										
○体育学習発表会	○人権学習月間	○音楽学習発表会（旭小マチ）	○地域ふれあい教室	○音楽学習発表会（旭小マチ）	○性教育	○音楽学習発表会（旭小マチ）	○性教育	○音楽学習発表会（旭小マチ）	○性教育	○音楽学習発表会（旭小マチ）	○性教育											
児童会活動	スローガン：笑顔の花を咲かせよう	○児童総会	○あいさつの門	○児童会祭り	○1年生を迎える会	○JRC登録式	○児童会祭り	○児童総会	○6年生を送る会	○音楽学習発表会（旭小マチ）	○性教育											
（早期発見）	←	日常の観察・教育相談・アンケート等の活用									→	○ QUアンケート										
○家庭訪問	○ QUアンケート	○ QUアンケート	○ QUアンケート	○ QUアンケート	○ QUアンケート	○ QUアンケート	○ QUアンケート	○ QUアンケート	○ QUアンケート	○ QUアンケート	○ QUアンケート											
○いじめアンケート	○保護者懇談会	○保護者懇談会	○保護者懇談会	○保護者懇談会	○保護者懇談会	○保護者懇談会	○保護者懇談会	○保護者懇談会	○保護者懇談会	○保護者懇談会	○保護者懇談会											

（重大事態への対応）

- いじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合は、須坂市教育委員会に速やかに報告し適正に組織的な対応を行う。
 - ①速やかに「いじめ防止対策委員会」を中心にして、対応チームを組織する。
 - ②事実確認と保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導を行う。
 - ③関係機関への緊急連絡と支援の要請等、連携体制を構築する。
 - ④いじめられた児童の安心・安全を確保する。
 - ⑤いじめた児童への指導